

多摩市告示第487号

多摩市政メールモニター設置要綱を次のとおり定める。

平成20年 9月18日

多摩市長 渡 辺 幸 子

多摩市政メールモニター設置要綱

(設置)

第1条 市民の市政に関する評価、意向等を把握するため、インターネット環境を利用した多摩市政メールモニター（以下「メールモニター」という。）を設置する。

(職務)

第2条 メールモニターは、市長が回答を依頼した市政に関するアンケートに、インターネットを利用して回答するものとする。

2 市長は、前項の規定によるアンケート結果を、市の公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）において公表するものとする。

(資格要件)

第3条 メールモニターに応募できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に在住、在勤又は在学している15歳以上の者（中学校在学中の者を除く。）
- (2) インターネットの利用及びインターネットのブラウザの日本語での閲覧が可能な者

(応募方法)

第4条 メールモニターに応募しようとする者は、ホームページ内のメールモニター登録ページの専用フォームにより応募するものとする。

(登録)

第5条 市長は、前条の規定によりメールモニターに応募した者が第3条に掲げる資格要件に該当すると認めるときは、当該応募した者をメールモニターとして登録するものとする。

(任期)

第6条 メールモニターの任期は、メールモニターとして登録された日からメールモニターの登録が抹消された日までとする。

(個人情報の保護等)

第7条 市長は、メールモニターから登録時に収集した個人情報、アンケート等の情報を、多摩市個人情報保護条例（平成11年多摩市条例第1号）に基づき適切に取扱い、保護するものとし、市の行政運営の施策への反映及び企画向上のための集計、分析等の目的以外でこれを利用してはならない。

(費用等)

第8条 メールモニターは無報酬とする。

- 2 電子メール等の送受信に要する費用及びインターネット環境の利用に要する費用は、メールモニターの負担とする。

(禁止行為)

第9条 メールモニターは、次に掲げる行為又はそのおそれのある行為を行ってはならない。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 法令等に反する行為
- (3) 他のメールモニター又は第三者を中傷し、又はひぼうする行為
- (4) この要綱に基づくメールモニター制度（以下「本制度」という。）の運営を妨害する行為
- (5) 不正回答を行う行為  
（登録の抹消）

第10条 メールモニターは、登録の抹消を希望するときは、ホームページ内のメールモニター退会ページの専用フォームにより届け出るものとする。

2 市長は、メールモニターが次の各号のいずれかに該当するときは、メールモニターの意思にかかわらず、メールモニターの登録を抹消することができる。

- (1) 前条の規定に違反したと認められるとき。
- (2) 登録されたメールアドレスで電子メールが到達しなくなったとき。

3 市長は、前2項の規定によりメールモニターの登録を抹消した場合は、速やかに当該メールモニターの個人情報情報を削除しなければならない。

（変更、停止及び中止等）

第11条 市長は、本制度の内容の変更並びに本制度の一時中断、停止及び中止について、事前に告知を行ったうえで、メールモニターの承諾を要することなくこれを行うことができるものとする。

（所管課）

第12条 メールモニターに関する事務は、企画政策部広報広聴課において行うものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、メールモニターに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月 1日から施行する。